

第三十九回国 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和三十六年十月二十八日(土曜日)

午前十時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大谷藤之助君
理事 塩見 俊二君
松村 秀逸君
鶴園 哲夫君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
木村篤太郎君
下村 定君
吉江 勝保君
伊藤 頼道君
松本治一郎君
赤松 常子君

國務大臣

藤枝 泉介君
川島正次郎君

政府委員

行政管理 岡崎 英城君
行政次官 山口 酉君
行政管理庁長 原田 正君
政監察局長 林 一夫君
調達庁長官 眞子 伝次君
調達庁次長 大石 孝章君
調達庁総務部長 伊藤 清君
事務局側 井原 敏之君

説明員

行政管理庁行政監察局監察官 井原 敏之君
局監察審議官 伊藤 清君

外務省条約局 兼松 武君
局長 兼松 武君

本日の會議に付した案件

○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○臨時行政調査會設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大谷藤之助君) これより内閣委員會を開会いたします。

特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の聴取をいたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方々は、藤枝防衛長官、林調達庁長官、眞子次長、大石総務部長、兼松外務省条約局長、魚本外務省アメリカ局安全保護課長、以上の方々でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○山本伊三郎君 この本法が提出された提案理由で、前の行政協定から地位協定に移る際に、NATOに準じて、地位協定第十八条の五項(9)項の変更をやったというのですが、その際、どうやるかが日本の立場上有利であるかどうか、そういう点について関係当局から、防衛庁長官でけっこうですから、御説明願いたい。

○説明員(兼松武君) お答え申し上げます。旧行政協定から新地位協定に切

りかえます際に、従来問題のありました諸点を繰らいたしまして、これをわが国の事情に合ったようにするという根本の建前からいたしまして、NATOの全般的な立て方をとることが全般的に有利である、そういう建前から、特に第十八条に關しまして、NATOの方式をとることがいいということになりまして、その結果、第十八条の五項に關しましては、NATOの方式がそのまま採用されたことになったわけでございます。そこで、今問題になっておりますこの法案の事象生じましたのは、NATOの方式を採用いたしました際に、わが方といたしましては、第十八条以外の点につきましても、いろいろアメリカ側に要求を提出いたしましたので、アメリカ側も相当譲歩してわが方の点を入れた。第十八条に關しましては、全体として大切であるということ、がはつきりいたしておりますので、第十八条に關するNATO方式はそのまま受け入れるという趣旨で、具体的に日本の事情に合わない点があれば、それは運用の面ではつきり日本の事情に合わしていく、そういう了解ができました。このような第十八条に關するNATO方式を採用した新地位協定の規定ができた次第でございます。

○山本伊三郎君 質問の順序で、防衛庁長官に尋ねたいと思うのですが、これが一つのこの法律案提出の根本的な理由ですから、条約課長にもう一べんお尋ねをするのですが、われわれこの地位協定については、あのときの国会

の事情から、十分論議をされておらなかった。しかし、いろいろ本案をおわ世考えますと、西独を中心としたNATOの条約は、西独としてはある程度理解はできますが、日本の置かれておる事情からいって、むしろ改悪と申しますか、不利でなからうかという感じがするのです。もちろん不利なるがためにこの法案が出されたのじゃないかと思ひますが、そういう点について、こういう特殊な海事事件が起こった場合に、前の場合と今度の場合と、今、条約課長の話では、全般的に有利だという判断で改定されたようですが、その点どういふ点が前と今と有利なんですか、この点を簡単にひとつ御説明願いたい。

○説明員(兼松武君) 例をあげて御説明いたしますと、たとえば新協定の第十八条の五項(9)号をござらぬいただきますと、旧協定におきましては、日本の判決の執行が及ばないということではなくて、日本の裁判権そのものが及ばないということになっておりました。このを、ここでは日本の判決は受ける。しかし、その執行だけ免除されるといふふうに、根本的な立て方の考え方の開違がございまして、これはまさしくNATO協定をそのまま、前段第十八条の五項に關しましては、NATO協定の規定をそのまま受け入れたからそういうふうになっておるのでございまして、先ほど申しましたように、全般的に第十八条(9)を含めたこの規定を包括的に取り入れる、しかしながら、日本の事情に合わない点は運用の面で取り

払うという了解でございますので、この地位協定全般として、たとえば第十八条については今のような点がございしますが、全般としてNATO方式をとることが駐留国側の国民の権利の保障全般にとつて有利であると、そういう判断でございましておる次第でございます。

○山本伊三郎君 第十八条全般を見ると、若干日本の実情を認めた点はある。しかし、この第五項(9)に關しては、本案を出される根拠となる(9)に關しては、私はそう考えておらないので、したがって、そういうためにこういう法律案が必要になつてきたんじゃないかと思うのです。それを補うために、それを何かござらすという意味ではないのです。それが、そう説明されておるのですが、やはり率直にその点は言つてもらつた方がいいと思う。もしそうでなかつたら、こういう法律案は必要でないと私は考えておるので、その点はどうか。

○説明員(兼松武君) 繰り返して申し上げますが、NATO協定の方式をとりましたのは、第十八条だけではない。せんので、全般的に米側に対して、わが方の要求すべき事項をきわめて多く要求いたしました。米側もこれを受け入れまして、第十八条につきましては、NATO方式を採用することがわが国にとつても有利な点があるということ、第十八条につきましては、わが方がNATO方式をそのまま取り入れることになりまして、そして(9)項だけは

ずすということになりますと、米側といたしましても、NATO諸国に対して(8)項に関する約束をしておりますから、日本だけに新しい特殊な例を認めることは、米側にとってNATOのほかに国々に対していろいろな問題が起こってくる。そして(8)を含めたNATOの方式を全般的に採用する、そして十八条以外の、地位協定全体として見れば、わが方にとつて著しい改善になつておられることは申すまでもないことでございますが、そういう見地に立ちまして、(8)を含めたNATO方式の採用ということに結着いたした次第でございます。

○山本伊三郎君 防衛庁長官の時間制限がありますから、その問題はあとでまた続けますとして、防衛庁長官にお尋ねしたいのですが、この本案を出されたということ、この前の編委員の質問に対してお答えになりました防衛庁に調達庁を吸収いたしますか、そういう機構の改革をみておられますか、それと何らかの関係があるのかどうか、その点……

○國務大臣(藤枝泉介君) この点は全然関係はございません。
○山本伊三郎君 ちょっと本論から離れるのですが、防衛庁長官がお立ちになるので、その点にちよつと触れておきたいと思う。調達庁について、まだこれは本まきりでないのですが、防衛庁に吸収して、外局ですが、そういう形に改めるということ構想を言われたんですが、私の考えとしては、調達庁の職務と申しますか、いわゆる国家行政組織法の観点からいきましたも、やはり駐留軍から受けた損害、現在は駐留軍が受ける損害に対する——損害

と申すか、そういういろいろな事柄に対する問題だけ取り扱っているのが調達庁の役目ですが、将来はやはり自衛隊による国民に対する損害といひますか、そういうものもやはり調達庁でやるという構想もあるのじやないかと思つておられますか、その点どうですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 御承知のように、憲法に基づいて国家賠償法ができております。しかし、これは十分御承知と思つて、公務員の不法行為による損害の賠償でございます。したがって、たとえ自衛隊が自衛隊の職務を執行する上において国民に被害を与えたという場合には、この賠償法とは別になります。この点は、なお私もいろいろ行政措置として考えなきやならぬ、あるいは場合によつては法律ということも考えなければならぬ段階になるかと思つて、そういう場合に、それをどこでどういう部局で取り扱うのが妥当かというところは、なお研究の余地があるかと思つておられます。しかし、たとえば今おあげになりましたように、防衛庁と調達庁の統合ができました場合に、ある部局で、米軍の与えた損害、あるいはわが自衛隊の与えた損害というふうなもの、ある特定の部局で取り扱うというふうなことも研究題目ではあるかと考えておられます。

○山本伊三郎君 この問題で、私は、やはり概念としてはっきり区分しておく必要があると思つておられます。調達庁という職務権限と申しますか、役割といふものは、やはりどこまでも駐留軍のいわゆる損害、あるいはそういう事故についての国民に対するいろいろな事務を取り扱う。それを防衛庁に統合す

るといふことは、若干これは概念的にいつても行き過ぎではないかと思つておられます。事務的にはそういう便宜があるということも言われておられますが、その点は事務的な面から見るとそういうことも言えるか知りませんが、やはり行政部門としては、はっきりとした区分をしておかなければ、防衛庁自身の業務そのものが、われわれはまあこの防衛庁に対して別の考えを持っておられるが、現在あるという前提に立つて考えた場合においても、防衛庁の業務そのものの問題といひますか、目的から逸脱する問題が出てくるんじゃないか。こういう点で、われわれとしては、基本的に、調達庁を防衛庁に吸収するということは反対の態度をとつておられるので、すでに、また、この前、総理府から調達庁を防衛庁に移されたときにもこの問題起つたのですが、やはりこれがだんだんと防衛庁の一部局として変わっていくことには、非常に業務執行上、防衛庁自身としても問題が起ると思つておられますが、この点どうですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) 御承知のように、調達庁の事務の中には施設の提供、あるいはそれに関連する事務のほかに、労務の問題もございまして、それから、ただいまおあげになりましたような米軍による被害についての、御審議をいただいている法案のような仕事もあるわけでございます。したがって、その辺は基地行政というふうな観点からいたしますならば、これは自衛隊の施設と一括して、統合して行なうことが好ましいことだと私は考えられておられます。そういういたしまして、依然としてこの労務の問題である

とか、損害に関する問題とかいふものは残つてくるわけでございます。それをどこで扱うか、どういう形で扱うかという問題は今後の問題として、この調達庁と防衛庁の統合の問題から十分研究をいたして参りたい、そういう研究段階に現在あるわけでございます。

○山本伊三郎君 研究段階ということはおわかります。しかし、よほどここで考えておくと、やはり調達庁は調達庁としての職務、目的というものはつきりあつて戦後できておるので、基地行政の関係からいふと非常に便利だと言われますが、これも分離してやれることであると私は思つておりました。したがって、これはもし統合されてしまつたとなつと、もちろんそれに携わる身分とか、そういうものは一般職として全然変化がないという、そういう考え方もちよつと聞いておられるのですが、やっぱり防衛庁職員となると、防衛庁の国防の方針というものがそこに一つの線が通つておられる。それによつて調達庁の事務をその線で進められるということについては、一般国家行政組織法の建前からいふと、私は間違ひじやなからうかと思つておられます。身分は自衛隊の關係に吸収してしまつて、そういうことは、たとい私が社会党の立場からこの自衛隊を云々するのじやなくとも、国家行政の立場からいふても、私はそこに一つの矛盾といひか、問題が出てくると思つておられます。問題は出てくると思つておられます。問題は、もろんお説のとおり、NATO方式が本来適用されましたヨーロッパ地域の問題としてはお考えおられなかつた問題でございます。そういう点につきましては、もろん日本の

ある程度この点は、国会に対しても十分に考えたいものを述べていただきたいと思つておられます。その点だけひとつ。

○國務大臣(藤枝泉介君) 御注意の点は、私も考えなければならぬことでございます。十分御意見等伺ひまして、全きを期したいと思つておられます。次第でございます。

○山本伊三郎君 それじや条約課長にちよつと続けますが、先ほどの答弁を聞いておられると、なるほど全般的に見ると、前の行政協定よりも地位協定の方が、やや日本の自主性というものが認められているわけでありまして、(8)項についてはやはりマイナスである。しかし、条約課長は、外務省の当局は、全般的有利なためには、それに合致するためにこれはだけはこうだということではできない。したがって、それに心中といひますか、それからからまつて若干不利な点があるけれども、やはりこうしたのだ、NATOに準じてこうしたのだ、そうすると、この点に關してのみは、やはり不利だということだけは認められると思つておられますが、その点はどうなんですか。

○説明員(兼松武君) お答え申し上げます。先ほど御説明いたしましたとおり、やはり全般として、折衝の結果、いろいろのいきさつを経てき上がったものでございまして、(8)項に關しては、日本の特殊事情に合わせて、魚網の問題とか、のりの問題とか、そういう問題は、もろんお説のとおり、NATO方式が本来適用されましたヨーロッパ地域の問題としてはお考えおられなかつた問題でございます。そういう点につきましては、もろん日本の

ある程度この点は、国会に対しても十分に考えたいものを述べていただきたいと思つておられます。その点だけひとつ。

○國務大臣(藤枝泉介君) 御注意の点は、私も考えなければならぬことでございます。十分御意見等伺ひまして、全きを期したいと思つておられます。次第でございます。

○山本伊三郎君 それじや条約課長にちよつと続けますが、先ほどの答弁を聞いておられると、なるほど全般的に見ると、前の行政協定よりも地位協定の方が、やや日本の自主性というものが認められているわけでありまして、(8)項についてはやはりマイナスである。しかし、条約課長は、外務省の当局は、全般的有利なためには、それに合致するためにこれはだけはこうだということではできない。したがって、それに心中といひますか、それからからまつて若干不利な点があるけれども、やはりこうしたのだ、NATOに準じてこうしたのだ、そうすると、この点に關してのみは、やはり不利だということだけは認められると思つておられますが、その点はどうなんですか。

○説明員(兼松武君) お答え申し上げます。先ほど御説明いたしましたとおり、やはり全般として、折衝の結果、いろいろのいきさつを経てき上がったものでございまして、(8)項に關しては、日本の特殊事情に合わせて、魚網の問題とか、のりの問題とか、そういう問題は、もろんお説のとおり、NATO方式が本来適用されましたヨーロッパ地域の問題としてはお考えおられなかつた問題でございます。そういう点につきましては、もろん日本の

ある程度この点は、国会に対しても十分に考えたいものを述べていただきたいと思つておられます。その点だけひとつ。

○國務大臣(藤枝泉介君) 御注意の点は、私も考えなければならぬことでございます。十分御意見等伺ひまして、全きを期したいと思つておられます。次第でございます。

実情に合わせて運用していくという了解ができておった次第でございます。そういういきさつからこの協定が成立した次第であります。

○山本伊三郎君 大体積極的にあなたの方から認めておられないようですが、大体はそういう私の思う方向に考えられていると思うのです。西独を中心と考えたNATOは、やはりいろいろの事情が私あったと思うのです。私は、何も民族的な差別を考えるのじゃないのですけれども、ドイツ人と日本民族に対するアメリカの国民というか、裁判所なり、そういう方面の考え方というものは、法理的な考え、そういうものは私には変わらないと思うのですが、感情的にアメリカの裁判にかけた場合には、やはりこれは西独のような形の結果が生まれないのじゃないか、アメリカの外交当局と日本の外務当局の間には、それはそういうものはないと思うのですが、裁判事件となると、やはりいろいろ私には日本の訴訟を提起した側の不利の結果が出るんじゃないかという心配がするんですが、この法律案によって、それが全くそういう懸念がないのだと条約を締結された外務当局の立場として言い切れるのかどうか、その点どうですか。

○説明員(兼松武君) その点は調達庁長官の方からお答えをいたすべきかと存じますが、今御質問がございましたので、外務当局の立場として申し上げますれば、そういう点についても大した支障は来さない、そういう考え方で、全般としては改善であるという立場に立って地位協定を締結した次第でございます。

○山本伊三郎君 この点については、まだいろいろと具体的にもう少し外務当局にお聞きしたいのですが、あとにまだ問題がありますので、本案の内容にちよつと入ってみたいと思つて、調達庁長官に聞きますけれども、すでに地位協定に変わってから一年以上になるのですが、この法律ができるその間において、これに該当する事件が幾らあったか、これをひとつお聞きしたいと思つて、

○政府委員(林一夫君) 地位協定発効後現在までの事案ですが、本法案に係のある事案は一件もございません。

○山本伊三郎君 この資料では、過去まだこれに該当するであろうという事件が、前の行政協定のときに六十何件かあったといわれておるのですが、その実情をちよつと聞いておきたいと思つて、

○政府委員(林一夫君) 講和発効以後の事案でございますが、やり講和発効後、本法案に係のある事案は、全部で八十件でございます。

○山本伊三郎君 これは前のことですが、その際の八十九件ですか、八十件のその実情、うまくおさまつて解決されておるかどうか。これは前の場合の実情をちよつと聞いておきたい。

○政府委員(大石孝章君) 講和発効後、協定発効前までに起きましたところのこの本案に該当しますところの事案は、調達庁長官からお答えしましたとおり八十件で、金額にして約五千九百万円でございます。この実情は、二十ト以上の漁船の被害でございます。事故発生とともに関係方面でいろいろ調査をし、これを米側とも折衝いたしまして、被害者からの申請を受けた件数につきましては、解決済みでござ

○政府委員(大石孝章君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 これに対して、第一次的には、事件が起こった場合、事案が起こった場合には調達庁が、あつせんするといふのですが、具体的にどういふ本人から申請があり、そうして調達庁では、相手国に対して具体的に大使館を通じてやるのか、その具体的なプロセスをちよつと説明願いたい。

○政府委員(林一夫君) 事故が発生いたしましたときは、関係官署の協力を得まして、まず被害状況を調査し、また、その原因等もあわせて調査をいたしまして、その調査の結果に対しまして、その請求内容というものを十分検討しまして、被害者と十分協議して、納得のいく請求額、あるいは理由等をまとめた上で、これを米軍当局に説明するといふようなことをいたしたいと、こういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 この場合、米軍当局の窓口は、海軍部隊につきましては、横須賀の海軍賠償法務官でございます。陸軍、空軍につきましては、横浜にございまして、この在日米軍賠償部長でございまして、

○政府委員(大石孝章君) この場合の窓口は、海軍部隊につきましては、横須賀の海軍賠償法務官でございます。陸軍、空軍につきましては、横浜にございまして、この在日米軍賠償部長でございまして、

○山本伊三郎君 きょうはもう一問で終えておきましょう。そうしてこれが調達庁があつせんするということになつておるのですが、あつせんということはお世話するということにすぎないと思つて、なかなかあつせんするといつても、本人が非常に手続上厄介になるのじゃないかという憂えがするのです。調達庁は非常に親切だと聞いておりますが、やはり法律がこうなつて、あつせんになると、自己の業務でないといふことは、まああつせんといふ自己の業務はあるけれども、やはりそこに義務といふことの觀念が少し薄らぐんじゃないかと思つて、調達庁としては、これに対して業務についての人員配置とか、課の設置とか、そういうものをどう考えておられるか、そういう点ちよつと。

○政府委員(林一夫君) このあつせんにつきましては、親切に協力していくといふような態度をとることはもちろんでございますが、その機構の間にあつせんができるというように考えておりました。機構的には、別に改めるというようなことは考えておりません。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(大谷藤之助君) 次に、臨時行政調査会設置法案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○政府委員(大谷藤之助君) 次に、臨時行政調査会設置法案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側の出席の方々は、山口行政管理局局長、井原監察審議官、ほどなく川島國務大臣、岡崎行政管理政務次官、原田監察局長、林田水産庁漁政部長も出席でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(大谷藤之助君) それじゃ速記を起して。

川島國務大臣御出席でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤道雄君 本法案について川島長官に二、三伺いたしたいと思います。時間の関係もございまして、二、三しぼって重点的に伺いたいと思つて、

先般この法案の提案理由の説明を伺つたわけですが、この中を見ますと、この調査会設置の目的については、行政運営の簡素化、能率化、まあこういうところにねらいがあるののであつて、公務員のいわゆる人員整理、こういうようなことについては考えていない、まあ一応こうおっしゃつておられるわけですが、まあ衆議院の内閣委員会でも、長官はしばしばそういう意味のことを言明されておられるわけですか、長官がそう言われても、まだ私どもとしては安心できない点はあるわけですが、この点についてはつきりしたひとつ態度をお示しただきたいと思つて、まずこの点から伺いたします。

○國務大臣(川島正次郎君) 今回御審議願いました臨時行政調査会の仕事は、現在の行政機構が複雑多岐になつ

ておりまして、責任の所在もきわめて不明確だ、それがために一般国民が非常に迷惑をされている。そこで、そういう点を十分調査いたしまして、能率的な責任体制の確立した行政機構に直そうということがねらいでございます。それ以外に他意は全くないのであります。したがって、人員整理等は全然考えておりませんし、また、公務員の既得権益を害すとかいうようなことはすべきことでもなし、また、そういう考えもないのであります。

○伊藤道君 私がお伺いしたのは、川島長官を信頼しないという意味では毛頭ないのであります。ただ、この説明によりまして、この調査会の存続期間が三十九年三月三十一日までとおられるわけですか。しかし、一方、川島長官が三十九年三月末日まで長官にあられるとは、一応今の情勢では考えられないわけですか。長官がかわれば、また考えも変わります。こういふ点で危懼の念を持つわけでありまして、この点についてはどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(川島正次郎君) 法案の精神並びに国会における審議の経過というものは、これが調査会に反映するのではありません。私は十分ここで御審議を願ひまして、その精神に基づいて、たとい長官がかわりましても、歴代の長官はその運営に当たりましようし、また、委員の各位にもそういう考え方で十分説明して委員会の運営に当たつてもらうつもりでありますからして、その点は私といたしましては心配をいたしておらぬのであります。ただ、先の先まで心配しますと、結局結論を得ないのですけれども、大体そういうこと

は常識的に考えても間違いないと、この点について重ねてお伺いしたわけでございます。この点についてさらに決意のほどを伺いたたい。

○伊藤道君 私どもとしては、長官の言われるように、行政運営の簡素化、能率化、こういうことには、もちろんかくあらねばならぬと思ひます。むしろ私も、日ごろ行管のいわゆるゆるゆるをさらに一段と強化しない、なかなかいろいろ審議会を設けたり、あるいはこういう調査会を設けても、もちろん必要でしようけれども、基本的には行管の権限をさらに一段と強化することが一そう効果的であらうと思ひます。たとえいろいろ各庁について勧告など行ないますけれども、今までの過去の実績を見ますと、勧告しても、それが勧告どおり改善された面も一部ありますけれども、せっかく勧告しても、それが勧告しつぱなしというふうな事実も相当あるわけですか。したがって、私どもとしては、行管の権限はさらに一段と強化する必要がある、まあそういうふうにする考えでおるわけですか。したがって、こういう調査会を設けて、運営の簡素化、能率化をはかる、これはまあたいへんけつこうなわけですが、一面、そういう情勢の中で、そういう経過の中で、やはり公務員の整理とか、そういうことが得て起りかちだと思ひます。そういうことを願慮するわけですか。ただ、長官が国会の場で言明されたことは絶対間違いないのだと、こう信じたのですが、ただし、川島長官に対しては信頼するわけですが、過去の他の事項について長官がしばしば繰り返す言明されたことが、何ら約束守れない事実もあるわけですか。これはその内容については申し上げませんが、ということ

で、そういう点を考慮するあまり、この点について重ねてお伺いしたわけでございます。この点についてさらに決意のほどを伺いたたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 行政管理局といたしましては、個々の行政事務につきまして常時監査をいたしまして、いろいろ勧告をいたしておるのであります。今度の目的はそうじゃございませんで、行政の根本問題についてひとつメスを入れよう、それには従来の官僚とか事務官でなしに、全く違った角度からものを見てもらうために、在野の各方面の有識者の方々に御入り願ひして御検討願ひするというのが趣意でありまして、行政管理局でやっていた仕事とはおのずから目的が違つたのでございまして、したがって、これは時限立法になつておりました、三十九年度までにひとつ根本の案を立ててもらおうと、こういうことで、行政管理局といたしましては、調査会がありまして、これと並行しまして、常時監査は怠らざるつもりであります。それから、いろいろ御心配がございまして、結局、何としまして、案が出れば、結局これは国会の御審議を願うことになつたのでありますからして、政府が出した案は、国会の御審議の場で御意見を反映することもできようかと思ひます。であります。私は、そういう事態にならぬように、案を作る際に人員整理等に触れないでもって、いかにして今日の行政機構というものを簡素、能率化して国民の便利にするかということ、責任体制をいかにして明らかにするかというところに重点を置つて調査研究してもらつてもらうのであります。まあそういうスタートでやるのであります。

すからして、二カ年の間に多少委員がかわりましても、大体当初お願いした委員の人にずっとやってもらつたつもりでおりますからして、そういう方針で最後までやつていただけだ、と、こう考えておりますし、また、そうあらねばならぬと思つておるわけでございます。

○委員(大谷藤之助君) 政府側出席の方を追加申し上げます。岡崎政務次官、原田行政監察局長、松本行管会計課長、以上の方々がございまして、

○伊藤道君 この調査会を運営するのは、やはり委員がなるわけですが、したがって、人の問題ということがここに一つ起きてくるわけですか。その七人の委員の人選については、衆議院の内閣委員会で特に附帯決議がなされて、超党派的に厳正を期した人選をやりたい、こういうことが一応附帯決議であげられたわけですが、しかし、具体的には任命権は総理大臣にあるわけですか。しかし、その任免については衆議院の承認を必要とする、まあこういうことであるので、任命権者は総理大臣であつても、国会の承認を必要とするという建則から、一応要当人選が行なわれるやに考えられるので、一応は、しかしながら、従来の事実から見ても、これはまあ手放しで安心できない面も過去の実績からは考えられるわけですが、こういう点について長官としてどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(川島正次郎君) 従来も、行政機構の改革はしばしば計画をされたのであります。全部がとはいへませんが、相当抵抗がございまして、目的を達しない点も少なくなかつたので

あります。そこで、今度はただ政府だけでなしに、国会の方並びに国民の世論も背景としまして、これをぜひ実現したいと、こういう考えを持ちまして皆さんに御協力を願ひしているわけでありまして、したがって、これは政党派の問題でないで、超党派的なことは言つてもございませんで、人選等につきましても、むしろ党派的の考へは持っておりません。広く民間の各層各級からして、ひとつ適当な方に御願ひ申し上げたいと、こう考えておるのであります。人選については御心配のないようにいたします。これはしばしば衆議院の委員会におきましても私が言明をいたしておりました。したがって、衆議院の委員会における附帯決議にも現われておるわけでございます。この点私は十分了承しております。

○伊藤道君 次に、委員とか、専門委員、調査員、こういうものについては非常勤になつておるわけですか。しかし、一方、この調査会については、きつめて強力な、高度な、そうして現在わが国における最高の権威ある機関たらしめたい、まあこういうことが提案理由にあるわけですか。これはたいへんけつこうなことですが、しかし、そういう高度強力な、しかも、最高権威のある機関たらしめたいというのに、一人の専従もないで、全部非常勤でたしてそういう期待に沿ひ得るのかどうかという点は、一応も二応も願慮されるわけですか。こういう点についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(山口西君) ごもつともな御疑問でございまして、実際の仕事を運営していくことをよく考えてみます

あります。そこで、今度はただ政府だけでなしに、国会の方並びに国民の世論も背景としまして、これをぜひ実現したいと、こういう考えを持ちまして皆さんに御協力を願ひしているわけでありまして、したがって、これは政党派の問題でないで、超党派的なことは言つてもございませんで、人選等につきましても、むしろ党派的の考へは持っておりません。広く民間の各層各級からして、ひとつ適当な方に御願ひ申し上げたいと、こう考えておるのであります。人選については御心配のないようにいたします。これはしばしば衆議院の委員会におきましても私が言明をいたしておりました。したがって、衆議院の委員会における附帯決議にも現われておるわけでございます。この点私は十分了承しております。

うふうに私も考えてやっているわけ
であります。

○赤松常子君 それであれば、なおさ
らこの総理府の中にお置きになるとい
うことが、各省各機構と肩を並べて弱
体なものではないでしょうか。そうい
うあり方であっては、また各省の抵抗
がありはしないか。それを排除する強
力な拘束力と申しましようか、強制力
というものが生まれるかどうか、心配
いたします。この総理府の中に総理府
の付属機関として置かれる、こういう
ことは、私は非常に心配をいたすわけ
で、なぜ憲法調査会のように、内閣直
属機関になさなかつたのか。強力とい
えば、そういうふうにしなないと、総
理府の中の一付属機関であれば、また
各省が割拠主義で、やはりこぎ回す
のではないのでしょうか。そういう点、
内閣直属にできなかったということ
は、たいへん私は疑問を持っているの
であります。この点スムーズにい
くでしょうか、いかないでしょうか。

○國務大臣(川島正次郎君) 行政機
構、行政の運営ということ、内閣総
理大臣の権限に属していることであ
ります。内閣といふと、内閣の合
議体でものをやるのですが、行政機構
そのものが内閣総理大臣の権限であ
りますからして総理府に置いたわけ
であります。総理府に置きますと内閣に
置きますとよって効果が違ふとは私
は考えていないのであります。た
だ、事案の性質上、総理府に置くこ
とが適当という判断に立って置いたわけ
であります。

○赤松常子君 釈迦に説法も存じま
せんけれど、内閣総理大臣の性格とい
うものに二重の性格があると思うので

す。総理府の長たるその総理大臣の性
格と、内閣の長たるその性格と二重に
あると思うのです。で、こういう強力
な問題を推進しよう、特にフォーヴァー
委員会のような、あの超党派の権威の
高いものにしていこうという、この行
審の答申にもございませうな、こう
いう強力な機関を作らうというのであ
るからには、内閣の長たる総理大臣の
もとに置いてこそ適切ではないか。私
は、そこになお疑問がある次第でござ
います。内閣の長たるその総理大臣の
管轄下に置いてやっていく、行政の長
たるその総理大臣ではなくて、内閣の長
たるその総理大臣のもとにこういう強力
な機関が置かれてこそ、拘束力、推進
力が強まるのではないか。この点、私
まだ非常に危ぶむものでございませ
う。ちよつとお聞かせ下さいませ。

○國務大臣(川島正次郎君) これは私
は、法制上のことは全くしうろとで
もって、お答えができない点があるの
ですが、行政機構の責任者が内閣総理
大臣であるからして総理府に置いた、
こう私は考えております。あるいはこ
ういうことについては前例等もあるの
じやないかと思ひますので、ちよつと
今政府委員に答えさせますから。

○政府委員(山口西君) ただいま長官
からお答え申し上げましたとおり、現
在の機構におきまして、行政制度に関
する問題の所掌は内閣総理大臣に属し
ております。それは御意見のございま
した、つまり主任の大臣としての内閣
総理大臣に属してあります。内閣の首
長たる内閣総理大臣ではございませ
ん。内閣総理大臣たる権限に基づきま
して、そのスタッフとして置きます
ならば内閣に置くという筋になります

けれども、現在の機構では、そういう
ことは現行制度ではできない。これは
内閣総理大臣というものは閣議を主宰
しますけれども、閣議を指導する権限
はございませぬので、閣議できめた方
針に従って指揮監督をするというこ
と、あるいは閣議にかける事項につ
いての総合調整をする、このような権
限に立っておられますので、新しく制
度を打ち立てるといふ問題は主任の大
臣に属するものでございませぬので、
この調査会というものは、これは
行政に関するものでございませぬので、
内閣の権限の中に属します。その中で
の主任の大臣かということ、内閣総理
大臣になるということ、このように
なっております。ただ、憲法調査会
は、これは内閣に置かれております一
つの例でございませぬが、内閣に置か
したのには、これはつまり憲法調査会
の目的は行政の問題ということござ
いませぬので、もっと広い立場のも
のでございませぬから、必ずしも主任の大臣
が内閣総理大臣だとはいえない。これ
は本来、まあ私から申し上げるまでも
なく、国会がその発議権のある問題の
参考的なものを調査するという程度で
ございませぬから、したがって、内閣総
理大臣の責任分野ではございませぬ
のでこのような取り扱いになっておりま
すけれども、この問題については、や
はりその責任大臣が内閣総理大臣に
なっておりますからこのようなことに
いたしました。しかし、趣旨といたし
ましては、やはりこれを強力にしなけ
ればならないということはそのとおり
でございませぬので、いささか異例で
ございませぬけれども、これを国会に
結果を報告する道を置きまして、そ

して国会の御支援のもとに実行に移し
たいと、このような制度にいたしました
わけでございませぬ。

○赤松常子君 私、まだそこが釈然と
いたさないのでもございませぬ、もつ
私も研究したいと思っておりますが、
結局私の心配は、各省がそれぞれ、先
ほど長官もおっしゃいましたように、
縦張り主義、あるいは何と申しましょ
うか、権利を守るその立場に立って、
この法案が成立いたしましたも、いろ
いろな調査に協力するとか、あるいは
都合が悪ければしないとかいうこと
なりはしないか、こういう心配なん
です。そういうことはどこで保障され
ているのか。この機関がいろいろ調査を
する不要不急の局、部属の統合廃止、
そういう思いきったことをするにも調
査が必要でございませぬが、その調査す
ら、各省の都合の悪いときはこれを拒
否しないか、そういう拒否した場合に
どうなるのか、所期の目的が達せられ
ないとなれば、屋上屋を重ねるにすぎ
ないのではないか、そういう懸念があ
るから私も質問するわけなんでござ
いませぬ、そういう場合はどうい
う拘束力、強制力をだれが持つてやらせるの
か。

○政府委員(山口西君) 法案の第九
条に調査権のことを書いてございませ
ぬ。この書き方についてあるいは御質問が
出たかと思うのでございませぬが、内閣
の統括のもとにありませぬ行政機関につ
きましては、内閣総理大臣が指揮監督
をしておられる。で、一つの内閣に属
する行政機関は一体的運用をされるべ
き関係になっております。したがっ
て、法律で定められた調査会が持つて
おる権限というものは受認をすべき義

務が各省にあるわけでございませぬ。
で、こちらに求める権限を書いたとい
うのは、それを提出、これに協力すべ
き義務を書いてございませぬので、こ
れはその反面、当然解釈できるという
ことで、書きましても、これは例示と
申しますか、念のために書いたとい
うことになるわけで、それは同様であ
るという解釈でございませぬ。したが
って、内閣の統括のもとにおける各省が
これに従わなければ、それはつまりそ
れに従わないものが公務員法上の責任
をとる、責任を追及される、このよう
に考えております。

○赤松常子君 この法案全体を見まし
ても、まことにお上品で、たとえば今
あなたのおっしゃった第九條の第二項
「専門委員にこれを調査させること
ができる」とか、あるいは第三項「必要
な協力を依頼することができる」とか
いう程度のことであつて、こういう大
事業をなさるその目的が達せられる
でございませぬか、それが一つ。それ
から、先ほど伊藤委員もお述べにな
りましたように、この調査員の資格、あ
るいはお仕事をその時間、常勤、
非常勤の問題でございませぬけれど、こ
ういふ程度の非常勤の専門委員、それ
は常勤の方もいらつしやるとおっしゃ
っておりますけれど、この程度の仕事の
扱われ方でこういう大事業の調査研
究が二年間のうちになされるもので
ございませぬか。私の言いたいこと
は、非常にこれは調査会の権限とい
うものが弱い、各省に対して拘束力
を持っていない、こういう点を非常に不
安に思うと同時に、こういう調査員の
非常勤の方が多い、専門委員の非常勤
の多い組織においてこの大事業が遂行

○赤松常子君 釈迦に説法も存じま
せんけれど、内閣総理大臣の性格とい
うものに二重の性格があると思うので

○赤松常子君 私、まだそこが釈然と
いたさないのでもございませぬ、もつ
私も研究したいと思っておりますが、
結局私の心配は、各省がそれぞれ、先
ほど長官もおっしゃいましたように、
縦張り主義、あるいは何と申しましょ
うか、権利を守るその立場に立って、
この法案が成立いたしましたも、いろ
いろな調査に協力するとか、あるいは
都合が悪ければしないとかいうこと
なりはしないか、こういう心配なん
です。そういうことはどこで保障され
ているのか。この機関がいろいろ調査を
する不要不急の局、部属の統合廃止、
そういう思いきったことをするにも調
査が必要でございませぬが、その調査す
ら、各省の都合の悪いときはこれを拒
否しないか、そういう拒否した場合に
どうなるのか、所期の目的が達せられ
ないとなれば、屋上屋を重ねるにすぎ
ないのではないか、そういう懸念があ
るから私も質問するわけなんでござ
いませぬ、そういう場合はどうい
う拘束力、強制力をだれが持つてやらせるの
か。

○政府委員(山口西君) 法案の第九
条に調査権のことを書いてございませ
ぬ。この書き方についてあるいは御質問が
出たかと思うのでございませぬが、内閣
の統括のもとにありませぬ行政機関につ
きましては、内閣総理大臣が指揮監督
をしておられる。で、一つの内閣に属
する行政機関は一体的運用をされるべ
き関係になっております。したがっ
て、法律で定められた調査会が持つて
おる権限というものは受認をすべき義

できるかどうか。フーズアー委員会と比較いたしましたも、非常に調査員が少くないですね。フーズアー委員会は、調査員が第一次で三百人、第二次で二百人もいらっしやる。そうして、もう精力的にやっつけようとして、成果をあげていられるのに比較いたしました。こういふ機構で所期の目的が達成できると思ひでございますか、その心配です。

○政府委員(山口西君) 調査権につきましては、これはこの調査会にこのよ様な調査権を書きましたことは、実は異例でございます。本来、政府が調査を委嘱いたしますと、調査会というものは、その本来の任務に従って、当然ある程度の調査権はあるという解釈をされておりました。このよ様な明確な調査権というものを書かないのが例でございます。で、今回につきましては、これは相当異例の強い規定を置いたつもりでございます。ただ、性格上罪則をつけたりはしていません。調査の対象になつておりますのは、いずれも政府機関であるとか、あるいは公共団体であるとか、その他公的な機関でございます。法律でこのよ様な規定があれば、あえて非常に抵抗をしようとする事柄は従来あまりございませんし、強制執行もできないものでございます。性格上、罰則をつけるという事柄もこのよ様なものにいささか不穩当であるというよなことでこの程度になつておるわけでございます。實際問題としましては、これだけ明確に書いておきますと、運用上相当の調査は可能であると考えております。これは、従来、行政管理庁は調査をいたしております。その調査の権限もそれは

ど強く書いておられません。

それから常勤、非常勤の問題につきましては、先ほど申し上げたところでございますが、実は、常時手足となつて働きます者は常勤的に働いてもらうという考えでございますが、それを指揮指導するという者は、必ずしも常勤にそこそよばにいていられるという必要はないということ、かえつてそういうふうな人を求めようとする、これは時限立法でございます。二年余りになつておきますので、そういう方はすべて職務を離れなければいけない。そうして二年もこれに専属するということになる、非常にりっぱな人で惜しい人でも来ていただけないというおそれがあるというよなことで、こういう運営が一番適當であろうと考へたわけでございます。

それから、教は、フーズアー委員会は必ずしも目的が一致しておるわけじゃございませんけれども、実は、この調査会につきましては、行政管理庁の調査能力というものは相当利用できるところと思ひます。過去におきまして、かなり調査をいたしておりました。さらに調査会の運営される方向に従つて、その方向と歩調を合わせて、行政管理庁で現在持つております調査機能が千二百人くらいございますので、そういうものの相当のものを動員してこれに協力するということをお考へしておるわけでございます。

それから、なお、これは出発の当初の初年度の計画を申し上げたのでございますが、運用の状況に応じて、来年度以降につきましては、さらに拡充することも考へております。

○赤松常子君 二年間の時限立法であ

るからこそ、早く効果をあげなくてはならない。だからと、いつまでも続けていられるうちに、社会情勢も経済情勢も変わつて参ります。今の時点に即応し対応した結論を早く出さなさいけない。それであるからこそ、私はもつと機構の充実が必要ではないかということ、それから繰り返して言うようでございますけれども、従来各省各機関で自分の都合の悪いところはなかなか発表しない。タッチしてもらいたくない。私、そういう例も一、二聞いていられるわけなのでございまして、そういう壁を破るにこの機構でいいかということがなかなか私は心配がぬくい去らないのでございまして、願わくは、これは私は内閣直屬にしていくくらいな気魄と、それから構想と理想を持つていただきたかった。これは私の気持ちでございますが、今おっしゃいますように、時限立法であるからこそ、もつと私は強力なものにしてもらいたかつた、このお願いするし、また、自分の要望でもあるわけでございます。

それから、この法案にございすように、これは第二条にございすけれども、「行政の実態に全般的な検討を加え」としてございす、これはあれでございすよいか、政府の諸機関あらゆるものにこの調査会の調査をなされる、そうしてその不合理を摘発して解決していくということになると、これは理解されるのでございす。行政全般にあまねく適用なさるおつもりでしょうか。

○政府委員(山口西君) 行政の全般的な検討という文句を使つておりますが、これは国の行政につきまして調査をすることにございす。国の行政につきましては、すべて含めておられます。国の行政にはまあいろいろの機関の形態はございすけれども、一応国の行政については全部、ただ、現実的な問題といたしましては、全体に通ずる大きな問題はむろん取り上げるわけでございますが、その取り上げ方につきましては、あるいは今非常に問題になつておられます総合調整の問題であるとか、割拠主義を排除するための調整の問題、あるいは責任体制の明確化を期するためにはどういふ組織運営が必要かというよな、体質を改善すべき根本問題、そういうことにしほられてくるだらうと思ひます。所掌事務といたしましては、全部にかぶせてございす。

○赤松常子君 たとえば人事院、それから会計検査院、こういうところにもこの調査会の調査は及ぶのでございすよいか。対象としていらっしやるのでございすよいか。

○政府委員(山口西君) これは現実の問題として会計検査院が取り上げられるかどうかはわかりません。おそらくそういうことにはないと思ひますけれども、権限の問題としましては、この法案の書き方は、調査審議する対象には入つております。

○赤松常子君 私、そうあつてほしいと思つてございす。会計検査院こそほんとうに国民の税金の行方を調査して、一銭一厘むだなく使つていられるかどうかという大事な機構でございす。が、しかし、ちよくちよく地方に参りまして聞くことは、やはりこの会計検査院の方々の中にも、ちよつと耳にしろんこれ私も対象の中に入れても

○赤松常子君 尊重するということ、尊重しない場合もあるし、それから、また、いかげんに取り扱うこともあるし、都合の悪いときには無視するともあるし、半面の裏の考へ方でもございす。私どもも今までしばしば経験いたしておりますものから、ただ尊重しなければならぬということでも十分よろしいでしょうか。尊重されなければそれだけのことだということに終わつてしまふ場合もあるんではないでしょうか。この表現は、もつとこれを責任持つてその実に努力するということに、私

○政府委員(山口西君) これは二条の二項、三項について尊重義務を書いたわけでございます。二項のほうは調査会の意見についてでございます。これは尊重するわけでありまして、三項のほうは、内閣総理大臣から国会に報告するように申し出を受けた場合に、その趣旨を尊重して、国会に報告をするようにしたい、このよ様な趣旨で書いたわけでございます。

○赤松常子君 尊重するということ、尊重しない場合もあるし、それから、また、いかげんに取り扱うこともあるし、都合の悪いときには無視するともあるし、半面の裏の考へ方でもございす。私どもも今までしばしば経験いたしておりますものから、ただ尊重しなければならぬということでも十分よろしいでしょうか。尊重されなければそれだけのことだということに終わつてしまふ場合もあるんではないでしょうか。この表現は、もつとこれを責任持つてその実に努力するということに、私

○政府委員(山口西君) これは二条の二項、三項について尊重義務を書いたわけでございます。二項のほうは調査会の意見についてでございます。これは尊重するわけでありまして、三項のほうは、内閣総理大臣から国会に報告するように申し出を受けた場合に、その趣旨を尊重して、国会に報告をするようにしたい、このよ様な趣旨で書いたわけでございます。

○赤松常子君 尊重するということ、尊重しない場合もあるし、それから、また、いかげんに取り扱うこともあるし、都合の悪いときには無視するともあるし、半面の裏の考へ方でもございす。私どもも今までしばしば経験いたしておりますものから、ただ尊重しなければならぬということでも十分よろしいでしょうか。尊重されなければそれだけのことだということに終わつてしまふ場合もあるんではないでしょうか。この表現は、もつとこれを責任持つてその実に努力するということに、私

○赤松常子君 尊重するということ、尊重しない場合もあるし、それから、また、いかげんに取り扱うこともあるし、都合の悪いときには無視するともあるし、半面の裏の考へ方でもございす。私どもも今までしばしば経験いたしておりますものから、ただ尊重しなければならぬということでも十分よろしいでしょうか。尊重されなければそれだけのことだということに終わつてしまふ場合もあるんではないでしょうか。この表現は、もつとこれを責任持つてその実に努力するということに、私

○赤松常子君 尊重するということ、尊重しない場合もあるし、それから、また、いかげんに取り扱うこともあるし、都合の悪いときには無視するともあるし、半面の裏の考へ方でもございす。私どもも今までしばしば経験いたしておりますものから、ただ尊重しなければならぬということでも十分よろしいでしょうか。尊重されなければそれだけのことだということに終わつてしまふ場合もあるんではないでしょうか。この表現は、もつとこれを責任持つてその実に努力するということに、私

○赤松常子君 尊重するということ、尊重しない場合もあるし、それから、また、いかげんに取り扱うこともあるし、都合の悪いときには無視するともあるし、半面の裏の考へ方でもございす。私どもも今までしばしば経験いたしておりますものから、ただ尊重しなければならぬということでも十分よろしいでしょうか。尊重されなければそれだけのことだということに終わつてしまふ場合もあるんではないでしょうか。この表現は、もつとこれを責任持つてその実に努力するということに、私

して。

○鶴岡哲夫君 まず初めに伺いたい
したい点は、フーズアー委員会の例に
ならつて、臨時行政調査会ができる
というふうな雰囲気非常に強いわけ
であります。フーズアー委員会とい
いますと、きつと面もありま
し、なかなかいい面もありま
すわけです。したがって、フ
ーズアー委員会のことを日本の臨時
行政調査会では重点を置いておられ
るのか、それをお伺いしたいです。そ
こで、この調査会ができる、こうい
うに御提案になりました趣旨は、昨
年の十二月七日に行政審議会から行
政管理庁長官に答申がなされて、そ
中で米田におけるフーズアー委員
例にあるような、超党派の、きわめ
て権威の高い機関を臨時に設ける必要
があるというふうな答申がなされて御
提案されたというふうな思ひわけであ
りますが、ただ外部からは、非常に
フーズアー委員会だ、フーズアー委員
だというふうな言い方がなされてお
ります。たとえていいますと、新聞論調
であります。十月の十二日、朝日新
聞社説によりますと、フーズアー委員
会の日本版的なものができるというよ
うな社説であります。きのう衆議院で
この臨時行政調査会法案が上がつたわ
けであります。新聞には和製フ
ーズアー委員会だ、こういふような言
い方ですね。しかし、私は、この提案
の趣旨等から見まして、フーズアー委
員会のような超党派の、きわめて権
威の高いという機関を作るのだ、そ
れから調査権を持つたというふうな
お作りになるのだというふうな解釈を
しているのですけれども、どうも雰

気といましては、フーズアー委員
会、和製フーズアー委員会だ、ある
いはフーズアー委員会の日本版だとい
うような空気があつたものでありま
す。その点をまず初めに伺いたい
と思ひます。

○國務大臣(川島正次郎君) 臨時行政
調査会を作らうという考えを起し
したことは、その動機の一つとして、
行政審議会の答申によるのでありま
すけれども、しかし、現在の行政機構
けれども、きわめて複雑多岐で、国
民に對し、非常に不便を与えてい
ることは、これは国民ひとしく認め
るところであります。たまたま行政
審議会からそういう答申がなされた
機会にこういう案を作ることになつ
たわけでありま。行政審議会の答申
では、ごいせん。時世がこうい
うのを要求しておるのだと私は考
へて、前小澤大臣から引き継ぎを受
けましたときも、これを提案する決
意をいたしましたのであります。フ
ーズアー委員会は全く研究してお
りません。フーズアー委員
会を私は全く研究しておりませ
ん。フーズアー委員会はどうか
し、フーズアー委員会はどうか
しようとも、新たに作り出す臨時行政
調査会、日本の実情に即した行政機
構を作るわけでありま。ただ、今
話の中にありますフーズアー委員
会、きわめて権威の高いものであり
ま。しかも、みづから調査権を持
つていふことはこれに取り入れて
ようでありますけれども、調査の内
容、効果等につきましても、フ
ーズアー委員会は全く別個であり
ま。本独自のものとごいせん。

○鶴岡哲夫君 フーズアー委員会
ができましたときのアメリカにお
ける情勢

なり、あるいは国際情勢なり、そ
ういふものと今日の日本の置かれて
おる諸情勢との関係において、そ
う類似してない面もあるやに思
ひます。考え方によりま、これら
てくるのじやないかという気も
あります。それらの点につきま
す。それらに思ひます。い
は、ほご伺いたいと思ひます。い
いたしまして、このフーズアー委員
会が、大きな機構整備と、機構縮
小と、人員整理という役割を果
した。は事実であります。そ
ういふ大きな任
務も一つ果たしたわけですが、こ
れではないわけでありま。これ
しかし、この調査会の設置につ
いての提案の説明を承りますと、公
務員の人
員整理というものを意図するもの
ではない、目的は、あくまでも行政
の根本
的の体質改善にあるのだ、こうい
うな御説明であります。何とい
ましても、この点に非常不安があ
るわけ
であります。そういうことについて
衆議院
のほうでも附帯決議として出
てお
りますが、どういふお考えをお
持ちな
のか、伺つておきたいと思ひ
ます。

○國務大臣(川島正次郎君) 現在の行
政機構、それから公務員の人員等
の趨勢を見ますと、膨張する一方
であり
ま。現に三十七年度の予算要求
の中に、公務員の増加を要求して
いるの
が四万六千名あります。この趨勢
をい
きますれば、公務員の数はますます
ふ
える一方である。現在のやり方は、
た
だ従来のような行政のやり方は、
その
まま事務量のふえただけ公務員を
ふや
すというだけであつて、人
は
ふえても、もちろん能率的には上
がら
ぬといふことになるのでありま
す。こ
こで、根本的に行政機構を改革

たしまして、能率化、簡素化をしよう
というの調査会のねらいでありま
す。この結果、公務員の整理をする
人員を整理するといふようなことは考
えておりま。ただ、今後公務員
の
ふえることだけは、これは抑制し
得る
ようなことになるのではないかと、
そ
ういふふうにはっきり考えてお
りま
すけれども、既得の公務員の権利を
この調
査会によって剝奪するといふよ
うなこ
とは全然企図しておりま。

○鶴岡哲夫君 なお伺つておきたい
の調査会が、今まで十回ほど戦後持
たれておりますが、その中の二回は、
直
接機構に關係のない調査会、審議会、
ある
いは諮問委員会でありまして、八
回ほど
持たれておるわけでありま。八
回ほど
持たれたら、うちの六回は、非常
に大
きな人間整理と機構の縮小の答申
をい
たしておるわけでありま。第一
回は
昭和二十三年でありま。この
審議
会は、人件費を割五分整理する
とい
う答申が出ておりました。第二回
は二
十四年の審議会でありま。二
十四
年の審議会は、十二万九千人とい
う整
理を答申しておるわけでありま
す。こ
の際に定員法というのでござ
ま
す。非常に苦しいわけでありま
す。定
員法ができておる。統いて同じ
年の
二十四年に答申がなされて、これ
が二
万二千名の人員整理を答申して
お
る。第四次が二十六年、この場合
は実
に九万七千という人間整理を答申
し
ておる。第五回は二十七年、こ
れは
機構改革と人間整理を出した。第
六
回は昭和二十八年、この答申は待
命制
度といふものを新しく作りまして、
人
間の整理を打ち出したわけであ
る。こ

いう終戦以来、行政組織の簡素化、あ
るいは能率化、あるいはサービ
スの向
上化といふ名前のもとに、審議会、調
査会、
こういふようなものが持たれて
きた
わけでありま。けれども、それら
が
いづれの場合におきましても、大
幅
の人間整理という方向に落ち込
んで
おるわけでありま。したがって、
た
だいま長官のおっしゃいました、
従
来おる公務員の整理を意図する
もの
ではないといふふうな御答弁いた
さ
ましても、長い経過からいって、
非
常に不安
が
あります。これまたぬぐい去れ
な
い不安だと思ひます。したが
つ
て、その点からもう一ぺんこの
点
について伺つておきたいと思
ひ
ます。

○國務大臣(川島正次郎君) 戦後数
回
の人員整理がなされたことは、戦
時
機構を平時機構に切りかえる過
程に
おいて、そういう操作が行なわれ
た
わけだと思ひます。従来とい
う
に、いたずらに人員整理をしま
し
ても、行政機構の根本が変らぬ
限
り、いつか元に戻つてしまふ、
そ
れが現在の姿であります。そこで、
今
度は機構の根本に改正を加えま
し
て、今後みだりに定員を加えま
し
て、今後いこう、今後のふえる
こ
とは抑制する。ただし、現在
お
る公務員諸君は、それを能率的
に
働いてもらふようにしようとい
ふ
ことが根本のルールである。ま
た、
そう進めておるから、従来の
人
員整理の行政改革とは全く違
つ
た意図に基づいておる。私は御
心
配のようなことはないと、か
よ
うに考へておる。

○鶴岡哲夫君 その問題につきま
す
けれども、過去の戦後におきま
す
行

第一節 内閣委員会議録第十号

昭和三十六年十月二十八日【参議院】

もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(大谷蔵之助君) 速記を起して。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十八分散会

十月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、軍人恩給引上げ等に関する請願(第四八四号)(第五一七号)
- 一、文官恩給受給者の処遇改善に関する請願(第四八五号)(第六一五号)(第七六九号)(第七八六号)(第一〇二九号)
- 一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(第五一六号)(第五八三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六二九号)(第六五五号)(第七七〇号)(第八六九号)(第九三三号)(第九六四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第一〇二二号)(第一〇二四号)(第一〇四四号)
- 一、公務員の賃金引上げ等に関する請願(第六〇三号)(第八六一号)
- 一、文部省に産業技術教育局設置の請願(第六八一号)
- 一、内閣行政における部落解放政策樹立に関する請願(第六八七号)(第六八八号)(第八六二号)
- 一、公務員の賃金引上げに関する請願(第七七七号)
- 一、旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願(第九七八号)

日受理
軍人恩給引上げ等に関する請願
請願者 東京都新宿区市谷仲之町五七 山田鉄二郎外 二百八十六名
紹介議員 下村 定君

池田内閣の重点政策の一つである所得倍増計画、特に公務員の給与大幅引上げは、当然その延長である恩給権者にも及ぶものと考えられる。第三十八回国会で継続審議となつた軍人恩給の加算問題の予算化はもろろんのこと、普通恩給額の基礎である仮定俸給を、退職年金制度実施直前の給与ベースの線に統一して引き上げるとともに、この前提である二万五千円ベースの完全実施と号俸低下(将官二号俸、佐官一号俸)の廃止をぞともしも早急に実施せられたい。また第二十八回国会で政府が公約した、(一)遺族公務員扶助料の倍率及び支給条件等を是正すること、(二)傷病恩給の間差、等差及び他の恩給との不均衡を是正すること、(三)旧海軍特務士官の仮定俸給基準を是正すること、(四)昭和二十三年六月以前の退職者の恩給引上げを旧軍人にも適用すること、(五)旧軍人の一時恩給の資格年限を文官と同様に三年とすること、等の実現を期せられたいとの請願。

第五一七号 昭和三十六年十月十四日受理
軍人恩給引上げ等に関する請願
請願者 東京都西多摩郡日の出村大久野二、一三三 宮田伴蔵外千二百三十五名
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第四八四号と同じ

第四八五号 昭和三十六年十月十三日受理
文官恩給受給者の処遇改善に関する請願(四通)
請願者 兵庫県宝塚市小浜字倉橋三八兵庫恩給退職公務員連盟宝塚支部内 竹村菊之助外千七百四十六名
紹介議員 岡崎 真一君
文官恩給受給者の処遇改善のため、(一)恩給年金制度の本旨にのっとり、従来の恩給調整慣習に従つて、現職公務員の給与ベースに準じ、文官恩給(遺族扶助料を含む)の退職年次格差をすみやかに是正すること、(二)第三十八回国会に参議院において行なわれた附帯決議の趣旨に基づき、経済の成長に伴つて文官恩給と扶助料が合理的に改善されるよう、常時調査検討して、これを実施する新しい制度の確立と機構を設置すること、(三)文官恩給、扶助料受給者に、老齢福祉年金を併給し、かつその場合所得並びに最高支給制限等の緩和について十分な考慮を加えられること等に関し善処せられたいとの請願。

第六一五号 昭和三十六年十月十七日受理
文官恩給受給者の処遇改善に関する請願
請願者 兵庫県洲本市上物部一、〇九九 片山京一 外三百八十五名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じ

第七六九号 昭和三十六年十月二十日受理
文官恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)
請願者 兵庫県加古川市米田町平津六四一ノ二兵庫県退職公務員連盟印南郡支部内 正木栄治郎外 八百五十七名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第七八六号 昭和三十六年十月二十日受理
文官恩給受給者の処遇改善に関する請願(三通)
請願者 神戸市兵庫区梅元町一五〇社団法人兵庫恩給退職公務員連盟兵庫区支部内 長島淳一外二千六百十名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第一〇二九号 昭和三十六年十月二十三日受理
文官恩給受給者の処遇改善に関する請願
請願者 兵庫県飾磨郡夢前町護持四七〇 本郷梅治外 三百十五名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

第五一六号 昭和三十六年十月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 愛知県小牧市大字小牧二、七三一 平手久之 助外百八十一名
紹介議員 草葉 隆圓君
恩給、年金等受給者の処遇改善のため、(一)第三十八回国会に参議院において行なわれた附帯決議の趣旨にもとづき、経済の成長に伴つて恩給、年金等が合理的に改善されるよう、常時これを調査、検討し、これを実施する制度、機構をただちに設置すること、(二)公務員の給与ベースに準じ、同一の理由にもとづき、従来の慣習に従つて、恩給、年金等を増額改正すること、(三)恩給、年金等受給者に、老齢福祉年金を併給し、かつ、その場合、所得並びに最高支給制限等の緩和について十分な考慮を加えること等について善処せられたいとの請願。

第五八三号 昭和三十六年十月十六日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 埼玉県行田市大字忍六六八 平賀春之助外九百六十七名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。
第六〇四号 昭和三十六年十月十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 高知市城北町七二 久保田朋一外二十九名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第六〇五号 昭和三十六年十月十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場町八一軍恩連盟全国連合会内 草鹿任一

紹介議員 松村 秀逸君
恩給、年金等受給者の処遇改善のため、(一)恩給の給与ペースを、国家公務員の現行給与ペースと均衡のとれた線まで引き上げ、昭和三十七年度において必ず実施すること、(二)第三十八回国会で、参議院において行なわれた附帯決議の趣旨を早急に制度化し、恩給受給者も現職公務員と同様に、適時適正な給与を受けうる安定した立場を確立すること、等の実現を期せられたことの請願。

第六二九号 昭和三十六年十月十八日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県豊川市千両町千両 大井慶次外三百八十九名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡新川町大字須ヶ口七九 安藤彦三郎外百三十名

紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第七七〇号 昭和三十六年十月二十日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 高知県香美郡野市町土居一、〇八三 山本嘉守外四十三名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第八六九号 昭和三十六年十月二十一日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 静岡県引佐郡細江町賀一、五四三 吉野栄蔵外二百六十九名

紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第九三四号 昭和三十六年十月二十一日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(四通)

請願者 埼玉県本庄市一、七八八 橋本正名外千五百七十四名

紹介議員 天田 勝正君

この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第九六四号 昭和三十六年十月二十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 高知県南国市面豊町八幡一〇四 高橋増治外十四名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第九七五号 昭和三十六年十月二十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 福岡県山門郡大和町四垣 松藤兼人

紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第九七六号 昭和三十六年十月二十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 高知県土佐清水市三崎 山本五平外十名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第九七七号 昭和三十六年十月二十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市根岸二、

〇五〇埼玉県退職公務員連盟川口市支部内 小沢宗四郎外二千三十八名

紹介議員 大泉 寛三君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第一〇二三号 昭和三十六年十月二十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 静岡市興津本町四〇静岡県退職公務員連盟庶務支部内 高田利信外九百十二名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第一〇二四号 昭和三十六年十月二十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 山形市東原町六〇 長井小四郎外五千二百七十九名

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第一〇四四号 昭和三十六年十月二十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 愛知県一宮市大字光明寺宇山屋敷西二 稲葉国春外千二百七十三名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第五一六号と同じである。

第六〇三号 昭和三十六年十月十七日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都杉並区西高井戸二ノ二〇 柴田松太郎外二百三十五名

紹介議員 重盛 壽治君
公務員労働者百五十万は、一部の高級官僚を除いては、非常に低い賃金で生活を営んでおり、これでは子弟教育はおろか健康な生活すらできない状態である。これは公務員から労働基本権を奪はく奪し、人事院の手によって賃金を決めるという制度をとっているからである。本来、賃金とは労使対等の立場で決めるということが世界的常識でもあるから、政府との話し合いによって、公務員の生活についての意見を反映した賃金を決める制度を確立するよう善処せられたい。また、政府は公務員の一律五千円最低賃金一万二千円という体系の改善を中心とする要求を無視し、八月八日出された人事院勧告に基づき、実施期日を値引き実施することを含め、さらにこのことに不満をもつ公務員を抑圧するため「I・L・O八七号条約」の批准を口実として、公務員法等国内五法の改悪を企てているが、このことは、占領政策の落し子である憲法を無視した労働基本権のはく奪を、さらにつよめ、最後の団結権すら実質的に侵害しようとするねらいであり、許すことのできないことであつて、日本の行政と教育を反動化させ、民主主義をじゅうりんする行為であると思われるから、改悪国内法の撤回を求めるとともに「I・L・O八七号条

約」の即時無条件批准を要請するとの請願。

第八六一号 昭和三十六年十月二十一日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
(二通)

請願者 茨城県高萩市高浜町三ノ一〇四 大谷英一外
二千一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六〇三号と同じである。

第六七一号 昭和三十六年十月十九日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願

請願者 東京都千代田又五番町五 財団法人産業教育振興中央会理事長 木亨弘

紹介議員 野本 品吉君

科学技術教育、産業教育の面的振興をはかるには、各種の対策を講ずる必要があるが、基本的な要件の一つとして、この教育に関する行政機構を改革整備して、一貫した国家方針に基づき、総合的な施策を計画実施することがきわめて緊要である。明年度から中堅技術者養成の高等専門学校が発足し、産業技術に関する教育の領域はいっそう拡大するので、この面からも産業技術教育行使の一本化が要請されるのであるが、遺憾ながら文部省の現在の機構では万全な国家的計画指導は行なわれ難いと考えられるから、文部省設置法を改正して、産業技術教育局を新設し、高等専門学校、高等学校、中学校及び各種学校における科学技術

教育、産業教育に関する一元的な教育行政を行なうよう措置せられたいとの請願。

第六八七号 昭和三十六年十月十九日受理
内閣行政における部落解放政策樹立に関する請願(一通)

請願者 東京都千代田区神田神保町三ノ一七部落解放同盟中央本部内 木村京太郎外二千五百四十三名

紹介議員 羽生 三七君

内閣行政における部落解放総合政策の樹立は、緊要事であると確信するから、(一)同和対策審議会の委員をその立法目的にそつ立場において、民主的に急速に選出し、事務局機構を拡大し、ただちに実際の発足を実現すること、(二)同審議会の期限は二年間となつていて、問題の完全解決まで機能を發揮するよう、期限について法律改正をなすこと、(三)同審議会の機能は、請願者等の要望より弱いものになつていて、政府は同審議会の重視し、法改正あるいは行政運用により目的遂行に役たつよう機能を強化すること、(四)各省は同和対策審議会の結論が出るまでにおいても部落問題を自主的に進めるべきであるが、同審議会の結論が出た上は、その線に従い、その具体的対策を樹立、その予算化を行ない、事業の実施を進めること、(五)大蔵省は各省の予算に対して優先的に裏付けを与えること等の実現を期するよう、特段の配慮をせられたいとの請願。

第六八八号 昭和三十六年十月十九日受理
内閣行政における部落解放政策樹立に関する請願(八通)

請願者 東京都千代田区神田神保町三ノ一七部落解放同盟中央本部内 岡咲外七千五百五十九名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第六六二号 昭和三十六年十月二十一日受理
内閣行政における部落解放政策樹立に関する請願

請願者 奈良市西の京町 稲葉利輔外千八百八十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第七八七号 昭和三十六年十月二十一日受理
公務員の賃金引上げに関する請願

請願者 大阪府八尾市山城町二ノ三二 井ノ上進外千八百七十名

紹介議員 大倉 精一君

公務員労働者百五十万は、一部の高級官俸を除いて非常に低い賃金で生活を営まされておられ、現在の賃金では、子弟に満足な教育はおろか健康な生活すらでき難いほどの状態であるから、(一)公務員労働者の賃金を一律五千円引き上げること、(二)全公務員労働者の最低賃金を一万二千円とすること、(三)現行賃金体系を是正すること、(四)一時金を四、五箇月分支給すること、

と、(五)諸手当を改善すること等の実現を期せられたいとの請願。

第九七八号 昭和三十六年十月二十三日受理
旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願

請願者 埼玉県所沢市大字上新井八七ノ四旧軍属十年以上勤続者所沢支部内市川誠外二名

紹介議員 山本伊三郎君

旧軍属で旧陸軍共済組合員であつた者が文官に任官し、通算した在职期間が二十年以上に達した者、または二以上の部隊に継続勤務し共済組合員であつた期間が二十年以上に達した者に、旧令による共済年金を支給せられたい。また、旧女子軍属で二十年以上勤続した者に旧令による共済年金を支給せられるとともに、旧軍属で勤続十年以上で二十年未満の者に対しては、その勤続年数を社会保険(厚生年金及び国民年金)に通算する措置を講ぜられたいとの請願。

十月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は九月二十五日)

一、臨時行政調査会設置法案

昭和三十六年十一月八日印刷

昭和三十六年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局